

「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組と目標」の自己評価の報告について

資料4

1 主 旨

市は、介護保険法第117条の規定により、厚生労働大臣が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、3年を1期とする「介護保険事業計画」を策定しています。平成29年の法改正において、自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関し、市が取り組むべき施策を計画に定めることとされ、これらの取組と目標についての自己評価を行い、その結果を県に報告するとともに、公表に努めることとされました。

2 取組と目標、自己評価

自己評価：◎達成できた、○概ね達成できた、△達成はやや不十分、×全く達成できなかった

No.	第7期介護保険事業計画の取組と目標				令和2年度(年度末実績)			
	項目名	目標を設定するに至った 現状と課題	第7期計画における 取組	目標 (事業内容、指標等)	取組の実施内容、実績	自己 評価	評価の理由	課題と対応策
1	①自立支援・ 介護予防・重 度化防止	第7期介護保険事業計画の策定に係る「在宅介護実態調査」のうち高齢者の現在抱えている傷病の割合（複数回答可）で、筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）が26.9パーセント、変形性膝関節症が18.5パーセント、脳血管疾患が21.5パーセントという結果となった。 地域ケア会議でも足腰などの痛みに通ずる疾病（脊柱管狭窄症、変形性膝関節症等）、歩行バランス悪化の原因となる疾病（脳血管疾患）を有する高齢者の割合は高く、このような疾病により身体障害が引き起こされ生活機能低下につながる。 そのため、生活機能の低下予防及び向上を目的とするリハビリテーション専門職等の関与の必要性は高い。 しかし、市内のサービス事業所では、リハビリテーション専門職等の配置が不十分といった提供体制に関する課題がある。	リハビリテーション専門職等による介護職員等への介護予防に関する取組支援①	【事業内容】 介護職員等に対するアセスメント等研修を実施し、リハビリテーション専門職の関与を増やすことにより、医療分野に係る専門性の技術移転(気づき等)を図る。 【指標等】 ①研修実施回数、②参加合計人数、③理解度等調査(満点5.0点※平成30年度は満点3.0点) (平成30年度) (令和元年度) (令和2年度) ① □2回 2回 2回 ②□ 40人 40人 40人 ③□平均2.4点以上 平均4.0点以上 平均4.0点以上	①研修実施回数 2回 ②参加合計人数 — ③理解度等結果 —	△	新型コロナウイルス感染拡大により、対面での研修開催が困難であり、オンラインを活用し、目標を達成する2回の研修を実施した。 参加状況の把握が困難であり、理解度の評価ができなかった。	【課題】 オンラインを活用した研修を開催する場合、参加者の顔が見えないため、参加状況や、研修の理解度・満足度を評価することが難しい。 【対応策】 研修内容やそのねらい、また理解度を深めるための方策を講師と綿密に打ち合わせをするとともに、サービス事業所等に対しても当該研修内容やそのねらいを丁寧に説明・周知する。また、参加者の理解度・満足度を評価して、より有効な取組に繋げる。
2	①自立支援・ 介護予防・重 度化防止	第7期介護保険事業計画の策定に係る「在宅介護実態調査」のうち高齢者の現在抱えている傷病の割合（複数回答可）で、筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）が26.9パーセント、変形性膝関節症が18.5パーセント、脳血管疾患が21.5パーセントという結果となった。 地域ケア会議でも足腰などの痛みに通ずる疾病（脊柱管狭窄症、変形性膝関節症等）、歩行バランス悪化の原因となる疾病（脳血管疾患）を有する高齢者の割合は高く、このような疾病により身体障害が引き起こされ生活機能低下につながる。 そのため、生活機能の低下予防及び向上を目的とするリハビリテーション専門職等の関与の必要性は高い。 しかし、市内のサービス事業所では、リハビリテーション専門職等の配置が不十分といった提供体制に関する課題がある。	リハビリテーション専門職等による介護職員等への介護予防に関する取組支援②	【事業内容】 地域ケア会議を実施し、リハビリテーション専門職の関与を増やすことにより、医療分野に係る専門性の技術移転(気づき等)を図る。 【指標等】 ①地域ケア会議実施回数、②検討ケース数、③助言達成状況(満点3.0点) (平成30年度) (令和元年度) (令和2年度) ① 12回 12回 12回 ② 36件 24件 24件 ③ 平均2.3点以上 平均2.3点以上 平均2.4点以上	実施内容 ①地域ケア会議の実施回数 2回 ②検討ケース数 2件 ③助言達成状況 2.12点(満点3.0点)	△	新型コロナウイルス感染拡大により、会議を休止したため、実施回数、検討ケース数について、目標を大きく下回った。 会議の休止中に、オンライン会議の開催準備や、会議開催マニュアルの見直しを行った。 助言達成状況について、目標値は達成していないが、専門職の視点からの助言を、プラン作成者の気づきや、長期的な目標設定に繋げることができていると評価できる。	【課題】 各アドバイザーの助言内容について、現場の介護職員等が実践しやすい助言内容や具体的な助言であることが重要である。 【対応策】 地域ケア会議以外で助言内容の振り返り等を実施し、内容の再分析・活用方法の再検討を実施する。
3	①自立支援・ 介護予防・重 度化防止	第7期介護保険事業計画の策定に係る「在宅介護実態調査」のうち高齢者の現在抱えている傷病の割合（複数回答可）で、脳血管疾患が21.5パーセントという結果となった。 地域ケア会議でも、食生活等の生活習慣が大きな要因となる脳血管疾患を有した高齢者の割合は高く、このような疾病により身体障害が引き起こされ生活機能低下につながる。また、再発によりさらなる生活機能低下にもつながる危険性が高い。 そのため、高齢者ができる限り食生活等の生活習慣を改善していく必要があり、それには定期的に専門職（管理栄養士・歯科衛生士）が高齢者の自宅を訪問して支援することが重要である。 しかし、本市ではこのような取組が弱い現状にある。	短期集中型予防訪問サービスの実施	【事業内容】 専門職(管理栄養士・歯科衛生士)が明確に期間を設定したうえで、定期的に高齢者の自宅を訪問し、食生活等の生活習慣改善に向けた支援を実施する。 【指標等】 (平成30年度) サービス実施に向けた実施想定団体との調整 (令和元年度) 実施ケースのうち改善割合(改善した項目のほうが多かったケースの割合)30% (令和2年度) 実施ケースのうち改善割合(改善した項目のほうが多かったケースの割合)40%	実施したケースのうち改善割合 50%	◎	コロナ禍において、訪問・対面での食支援や口腔ケア指導を行うことに限界があり、実施ケース数が少ない。 【対応策】 地域包括支援センターや地域ケア会議との連携を図り、サービスが有効と思われるケースを適切にサービスに繋げる取組を強化する。	【課題】 コロナ禍において、訪問・対面での食支援や口腔ケア指導を行うことに限界があり、実施ケース数が少ない。 【対応策】 地域包括支援センターや地域ケア会議との連携を図り、サービスが有効と思われるケースを適切にサービスに繋げる取組を強化する。

No.	第7期介護保険事業計画の取組と目標				令和2年度(年度末実績)			
	項目名	目標を設定するに至った 現状と課題	第7期計画における 取組	目標 (事業内容、指標等)	取組の実施内容、実績	自己 評価	評価の理由	課題と対応策
4	①自立支援・ 介護予防・重 度化防止	平成29年2月から本格的に開始した地域ケア会議での検討を進めていくうえで、例えば介護保険サービスを利用することで状態改善を図ることができたとしても、本人の健康意識が変わらなければサービス提供をすることの意味がないと痛感した。介護予防は日常生活の過ごし方も含めて取り組んでいくことが大切であり、例えば週7日のうち1日のみ運動しても、それ以外の日を家で閉じこもっている日常生活全体の活動量は少なく、介護予防の効果も下がってしまう。 本市では、これまで地域の介護予防教室や市主催の介護予防教室といった「通いの場」の数を増やしてきたが、参加者の実態までは追跡調査できておらず、健康意識の効果という点では不十分であった。	高齢者自身の健康意識(運動機会)の向上に向けた後方支援	【事業内容】 「通いの場」において自宅で高齢者自身が取り組むことのできる運動を紹介・実践を図る。 【指標】 ①アンケート回答延べ人数、②アンケートによる健康意識(運動機会)評価(3段階) (平成30年度) (令和元年度) (令和2年度) ①□ 477人 492人 507人 ②□ 65%以上 70%以上 70%以上	①アンケート回答延べ人数 235人 ②アンケートによる健康意識(運動機会)評価 71.5% ③コロナウイルスに関する対策として、市ホームページに掲載した自宅でできる運動等の記事の閲覧数 3,780回	△	新型コロナウイルス感染防止対策として、密を避けるために、規模を縮小して開催したため、アンケート回答延べ件数は、目標を下回った。 健康意識(運動機会)評価については、目標を上回り、コロナ禍で外出機会が減少する状況下で、自宅でもできる運動の実践を推進することができたと評価できる。	【課題】 コロナ禍において、通いの場への参加を躊躇される人も多い状況であり、通いの場以外でも、自宅で取り組める介護予防について、啓発を図る必要がある。 【対応策】 高齢者自身が介護予防の取組への意識を高めることができるよう、各実施会場の講師と共有し、体操内容等の見直しを図っていくとともに、会場で開催できない場合の代替案を検討する。
5	②給付適正化	利用者に対して提供される介護保険サービスは、真に利用者の自立を支援するものでなくてはならない。しかしながら、過剰なサービスやミスマッチなサービスが提供されることがある。 保険者として、利用者にとって不要なサービスが提供されないように、定期的に確認を行うことが必要である。	①利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等に着目したケアプラン点検 ②専門職が行うケアプラン点検(委託事業)	【事業内容①】 給付適正化システムで条件設定した給付情報を抽出し、該当者のケアプランの点検を行い、ケアマネジャーに対し利用者へのサービス提供が適切であったかを確認する機会を提供する。 【指標等】 年間複数回(2回)突合を行い、ケアマネジャーに照会する。 【事業内容②】 給付適正化システムで条件を設定し抽出された給付情報から選択し、専門職がケアプラン点検を行う。 【指標等】 4事業所各2プラン	【実施内容①】 適正化システムから、過剰またはミスマッチと思われる利用条件を設定。 【実績】 年2回抽出を実施。計56件について、ケアプラン点検を行った。 1回目 23件 2回目 33件 【実施内容②】 点検の結果を、ケアプランを作成したケアマネジャーと確認しながらフィードバックした。 【実績】 市内3事業所の8プラン	◎	・第7期計画策定時には、専門職(介護支援専門員)からのケアプラン点検の実施を予定していなかったが追加し、委託事業として実施できた。	【課題①】 ケアマネジャーからのヒアリングのみとなってしまう、点検結果をフィードバックすることができなかった。 【対応策】 ケアプラン点検が、保険者とケアマネジャーの双方向からの点検となるように、ヒアリングのみではなく集団指導等の場において点検結果を公表することで、他のケアマネジャーも含め資質の向上を目指していく。 【課題②】 点検結果を市内他の事業所のケアマネジャーにフィードバックすることができなかった。 【対応策】 専門職とのヒアリングには、市内各包括支援センターの職員も同席して行ったが、他の事業所に対しての情報提供は出来ていない。 集団指導等を通じて、ケアプラン作成にあたり陥りやすいポイント等を周知していく。